

## 優先取組物質に関する対策状況のフォローアップについて（案）

## 1. 経緯

平成 8 年 5 月の大気汚染防止法改正で、有害大気汚染物質対策について事業者の責務を追加されたことを受け、環境庁と通商産業省は、自主管理に係る指針を策定し、12 の有害大気汚染物質（生産・輸入量が多い 大気環境状況がよく把握されている 長期毒性あり）について、事業者による自主管理の実施を要請するとともに、本要請を受けて策定された第 1 期自主管理計画（平成 9～11 年度）及び第 2 期自主管理計画（平成 13～15 年度）の実施状況等について、所用の評価を実施してきた。

また、平成 15 年度をもって第 2 期自主管理計画が終了したことを受け、平成 17 年 6 月に開催された中央環境審議会大気環境部会有害大気汚染物質排出抑制専門委員会（第 9 回）（以下「第 9 回有害大気汚染物質排出抑制専門委員会」という。）において、自主管理計画に基づく有害大気汚染物質対策の総合的な評価がなされるとともに、今後の対策のあり方について審議された。

## （事業者の責務）

第 18 条の 21 事業者は、その事業活動に伴う有害大気汚染物質の大気中への排出又は飛散の状況を把握するとともに、当該排出又は飛散を抑制するために必要な措置を講ずるようにしなければならない。

第 9 回有害大気汚染物質排出抑制専門委員会においては、第 2 期自主管理計画に基づく対策の結果、目標を上回る排出量の削減が図られるとともに、対策に取り組む各主体の役割が明確となり、企業間及び地方公共団体と事業者との間で排出抑制に係る協力体制が確立され自主的取組を促進する体制が整ってきたとの評価がなされた。また、このような状況に加え、大気環境濃度も概ね改善傾向にあることを勘案して、第 2 期自主管理計画は、第 1 期に引き続き大きな成果をあげたものとの評価がなされた。

一方、今後の有害大気汚染物質対策の基本的な方向性については、業界単位の排出削減により全国的に濃度が改善したこと、PRTR 制度の導入により、個別企業毎の排出地点及び排出量の把握が可能とな

り、全体的なチェックアンドレビューの仕組みが整備されたこと、揮発性有機化合物（VOC）規制が開始されることなど、自主管理を開始した当時とは状況に大きな進展がみられることから、これまでのように業界単位等で削減取組を実施するのではなく、自主管理計画を通じて確立された枠組等を活用し、個別事業者のそれぞれの責任のもとでの自主的な排出抑制や、地方公共団体と事業者との連携による地域主体の自主的な取組へ移行することが適当とされた。また、今後、国においては、PRTR データ及び有害大気汚染物質モニタリング結果等により排出量や環境濃度等を継続的に検証・評価し、それらを踏まえて有害大気汚染物質対策を検討していくこととし、以下のとおり了承された。

- 1) 同一地点における経年的な環境基準等超過が見受けられる場合等には、必要に応じて、地域主体の排出抑制対策等を支援
- 2) 排出量や環境濃度等を検証・評価し、事業者における自主的な排出抑制対策が十分でない場合等には、必要に応じて追加的な措置及び新たな有害大気汚染物質対策を検討することが適当
- 3) 環境基準等の設定されていない優先取組物質に新たに指針値等が設定された際には、モニタリング調査結果等を評価し、それに基づく排出抑制対策等を検討

## 2 . フォローアップの具体的な進め方について（案）

### （ 1 ） 有害大気汚染物質モニタリング結果によるフォローアップ

対象 19 物質の大気環境濃度及び環境基準等超過率の推移の確認  
国及び地方自治体で実施したモニタリング結果から、最近 2 カ年連続で環境基準等を上回っている測定局で代表される地域等について、地方公共団体と事業者との協力体制による地方公共団体を中心とした地域主体の取組の実施状況の確認

### （ 2 ） PRTR データによるフォローアップ

対象 18 物質の大気中への排出量の推移の確認  
PRTR データに基づき、大気濃度予測モデルの活用等により、特に高濃度が予想される地域について、発生源に着目したモニタリングを推進し、上記（ 1 ）の実効性を高める。